



令和8年度予算 新宿区推進事業

目次

基本政策Ⅰ 暮らしやすさ一番の新宿

新規	(仮称)朝の子どもの居場所づくり事業	1
新規	5歳児健康診査が始まります	2
拡充	産後ケア事業の拡充	3
新規	新宿区乳児等通園支援事業の開始	4
拡充	学童クラブの定員拡充	5
拡充	都区連携による児童相談体制	6
新規	自閉症・情緒障害特別支援学級の設置・運営	7
新規	新宿コズミックセンタープラネタリウム設備更新	8
拡充	高齢者福祉施策の拡充	9
新規	ケアプランデータ連携システム導入支援事業	10
拡充	町会・自治会活性化への支援	11・12
拡充	大久保通り周辺の混雑・滞留対策及び環境美化対策	13
新規	ご遺族の方の負担軽減に向けた取組	14

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

拡充	福祉避難所の充実と体制強化	15
継続	防犯機器等購入緊急補助事業	16
拡充	アウトリーチ型消費者相談の実施	17
新規	屋外におけるねずみ対策	18・19
拡充	ごみの適正排出・路上喫煙対策の推進	20
拡充	住宅宿泊事業の適正な運営に向けた取組	21・22
継続	新宿区マンション等まちづくり方針に基づく取組について	23～26

基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

拡充	AIオンデマンド交通「にゃんデマンド」2回目の実証運行	27・28
継続	自転車等駐輪場附置義務制度の推進	29
継続	新宿中央公園「花のもり」オープン！	30
拡充	二酸化炭素排出削減の取組の推進／環境学習・環境教育の推進	31
拡充	地域商業の活性化に向けた支援	32
拡充	新宿区・伊那市友好提携20周年記念事業	33
拡充	地域と調和した持続可能な観光振興	34

基本政策IV 健全な区財政の確立

拡充	新基本構想及び新総合計画の策定等について	35・36
拡充	新宿区国民健康保険における前納制の導入	37

基本政策V 好感度一番の区役所

拡充	新宿区フロントヤード改革	38・39
新規	ハラスメント対策	40～42

子どもの小学校入学により、保護者の通勤時間と子どもの登校時間との差から、保護者の働き方や子どもの居場所などに影響を及ぼす、いわゆる「朝の小1の壁」が全国的な課題となっています。

保護者の就労により、学校の登校時間前に通学し、校門前や学校近辺で待機する児童に対し、安全、安心な居場所を提供するため、(仮称)朝の子どもの居場所づくり事業を試行実施し、子どもたちの見守りを行います。

令和8年4月から区立小学校4校で登校時間前の子どもの見守りを試行実施します!

概要

学校登校日の7時30分から登校時間まで、学校用務業務委託に従事するスタッフが、各学校指定の場所で児童を見守ります。

対象

実施校に在籍する1年生～6年生

開始時期 (予定)

令和8年4月7日(火) ※入学式の翌日から

実施日・時間

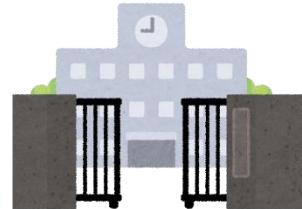
学校登校日の7時30分から登校時間まで
(土・日・祝日や長期休業期間中等を除く)

利用には登録が必要です。

利用方法や登録方法については、令和8年3月下旬頃に実施校の在籍児童全員にチラシを配布します。また、実施校に入学する新小学1年生には、各ご家庭にチラシを郵送します。

試行実施校(予定)

- 市谷小学校
- 東戸山小学校
- 落合第三小学校
- 西新宿小学校



スタッフが見守る図書室や多目的室等で登校時間まで過ごしていただきます。
※学校により指定の場所が異なります。

言語の理解能力や社会性が育つ時期に、子どもの特性に気づき、必要に応じて適切な支援に繋げるため、5歳児健康診査を実施します。

概要

対象 実施年度に満5歳になる幼児のうち希望する者
会場 保健センター
回数 月4回(各保健センター月1回) *7月から

年2回(5月・9月)に分けて、幼児全世帯に健診案内を通知
WEB・電話で希望日を事前に予約

5歳児健診の流れ

集団遊び

集団の遊びの場での子どもの様子を、運動機能やルールの理解、コミュニケーション能力などの視点から確認



問診

・しりとりやおはじきなどを通して発達の状態を確認
・保護者の心配ごと・子どもの困り感などの聞き取り



計測・診察

・身長・体重
・小児科医による発育や発達の特性の確認



個別相談

心理相談
子育て相談
療育の相談
教育の相談
栄養相談
歯や口の相談



地域のフォローアップ



ここがPoint!

集団健診で、子どもの身体的状況や他児との関係性などの社会的発達状況を確認し、子どもの特性にあった必要な支援につなげます。

ここがPoint!

健診当日に「ワンストップ」で、専門職が保護者の子どもに関する心配事に対応

健診に関わる職種 小児科医師、保健師、看護師、心理職、保育士、栄養士、歯科衛生士等



出産後の母子の心身不調や育児不安に切れ目なく対応するため、産後ケア事業を拡充します。

対象 母子ともに新宿区に住民登録があり、医療行為・入院加療が必要ない方 ※その他サービスごと、支援施設ごとに要件あり



\自宅でゆっくり！/ アウトリーチ型

自宅に助産師が訪問し、授乳支援、産後の心身に関する相談、育児相談を実施。

拡充

変更前 地区担当の助産師が平日に訪問

変更後 サービス提供者を選択できる

事業者によるサービス提供を開始

土・日の利用も可能(事業者の場合)

自己負担額
1回1,000円
(お子さん1人につき3回まで。多胎児の場合は人数×3回まで)



登録手続きがスピーディに！

妊娠24週頃に区から送付する「妊娠7～8か月アンケート」への回答(WEB)と同時に、産後ケアの登録ができます！

保育園や幼稚園等に通っていないお子さんが定期的に通園できる、いわゆる「こども誰でも通園制度」を区内18園(保育園・子ども園・幼稚園)で令和8年4月から実施します。

新宿区乳児等通園支援事業

利用期間 年度末までの定期的な利用

利用頻度 原則週1回以上の利用

※利用時間の一例…9:00～17:00

(園により利用回数の上限や利用時間が異なります)

対象年齢 6ヶ月～年度末年齢満3歳まで

※保育園等に通っていないお子さんが対象です。

費用負担 なし

※行事等の費用がかかる場合があります。



こんな方におすすめ！

- ▶お子さんの友達を増やしたい方
- ▶保護者同士、情報を共有したい方
- ▶園に子育て相談をしたい方

国の制度では月10時間が利用上限

都の補助制度を活用し、国の制度を超える預かり時間とすることで、子育て世帯を支援します！

制度実施により区が目指すもの

- 健やかな子どもの育ちを後押しすること
- 制度を利用する保護者が園や地域とつながることで、孤独感や孤立感の解消に結びつくこと

保護者が就労している児童が増加傾向にあることを踏まえ、学童クラブの定員を令和8年度に80名、令和9年度に28名拡充します。



● 令和8年度 新設・拡充する学童クラブ

	施設名	定員	開設月
新設	余丁町学童クラブ	38名	令和8年4月
拡充	鶴巻小学校内学童クラブ	20名→49名(29名増)	令和8年4月
拡充	落合第四小学校内学童クラブ	100名→113名(13名増)	令和8年4月

※令和8年度(年度末時点)の区学童クラブの運営は全部で32所、定員は2,658名(民間学童クラブ含む)

● 令和9年度 拡充する学童クラブ

	施設名	定員	開設月
拡充	戸塚第一小学校内学童クラブ	60名→88名(28名増)	令和9年4月(予定)

※令和9年度(年度末時点)の区学童クラブの運営は全部で32所、定員は2,686名(民間学童クラブ含む)

令和5年7月に東京都児童相談センター内に設置した子ども総合センター分室を都区連携拠点に位置付け、都区それぞれの機能を最大限に活かせる重層的な体制のもと、一体となって児童虐待等へ対応していきます。
また、子ども家庭支援センターの相談機能強化と予防的支援プログラムの実施により、虐待の未然防止を図ります。

東京都児童相談センター
(児童相談所)

児童相談都区連携拠点
都児童相談センター内

子ども総合センター、
子ども家庭支援センター(4所)

都

危機介入
施設措置等 児童の保護

都区が連携

虐待の重篤化予防

虐待の未然防止

育児不安の解消

区

相談支援

子育て支援

●都区連携の強化

- ①児童相談都区連携拠点の恒常設置
- ②職員の専門性向上のための都区相互派遣【拡充】
- ③新宿一時保護所の都による活用【継続】

●相談機能の強化

- ④常勤心理職を各子ども家庭支援センターに配置【拡充】

心理職による相談支援を迅速に受けられる体制を構築

●予防的支援プログラムの実施

- ⑤ペアレント・トレーニング【拡充】
親が行動療法に基づく子どもとの関わり方を学ぶプログラムの実施回数増加・対象拡大
- ⑥ミニ講座 **新規**
乳幼児を育てる子育て世帯向けに、身近な場所で気軽に参加できる短時間講座を実施
(例)・親子の愛着関係の形成
・DV目撃や不適切な対応が及ぼす子どもへの影響

令和9年4月に小学校1校と中学校1校、令和10年4月に小学校1校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置します。

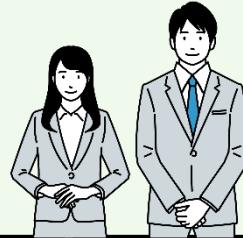
自閉症・情緒障害特別支援学級とは

「自閉症・情緒障害特別支援学級」とは、通常の学級(特別支援教室「まなびの教室」による巡回指導を含む)では課題の改善が難しい児童・生徒のために、少人数(1学級8人)で指導する学級です。

● 対象となる児童・生徒

知的発達に遅れがなく、自閉症やそれに類するものや心理的な要因による選択性かん默等があり、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しい児童・生徒が対象です。

※注意欠陥多動性障害、学習障害は「まなびの教室」の指導対象です。



子ども一人ひとりの状況に応じた
適切な指導を行っていきます



● 設置校(予定)

令和9年4月 天神小学校・新宿中学校

令和10年4月 鶴巻小学校

※学区域は新宿区内全域です。

● 利用までの流れ

就学相談に申し込みを行い、就学支援委員会の審議を経て利用が決定します。

現行のプラネタリウムの老朽化に伴い機器を更新し、実際の星空と同じ状況を作り出すことができる機器を導入することで、子どもたちの深い学び・理解につなげていきます。

更新内容

- 惑星の動きを精密に再現できる光学式投影機と映像やCGで星空を演出できるデジタル式投影機を組み合わせたハイブリッド式プラネタリウムを新たに導入
- ドーム天井及び座席等の設備一式を更新

更新により

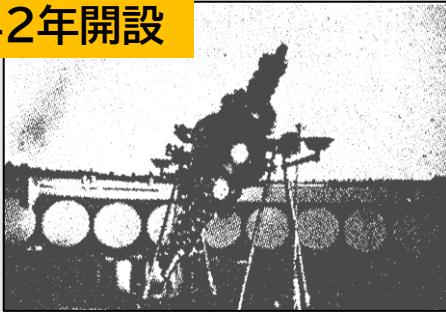
例えば、小学校で取り入れることが多い「月や太陽の動き」を実際の小学校の風景の中に正確に映すことが可能となることから、より深い学び・理解につながります。



イメージ

プラネタリウムのあゆみ

昭和42年開設



旧淀橋第二小学校との合築で開設された「教育センター」に設置されました。

昭和57年
一般公開開始

(1回目機器更新)



(2回目機器更新)

平成4年 新宿コズミックセンター開館



新宿コズミックセンターの開館にあわせて教育センターとプラネタリウムも移転。区民から愛される施設として現在も稼働中

令和8年4月から工事のため休館
令和9年7月再開予定

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、補聴器の支給対象者年齢の引き下げ・助成額の増額をするほか、見守りキーholder等の配布対象者を拡充し、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

補聴器支給等事業(予算額39,506千円)

聽力機能が低下した高齢者が早期に日常生活の不便を解消し、社会活動の促進を図れるよう、補聴器支給等事業の内容を拡充します。



	変更前	変更後
対象者	70歳以上で 聴力の低下した高齢者	65歳以上で 聴力の低下した高齢者
現物 支給	耳かけ式の片耳 箱型 【自己負担】 2,000円	耳かけ式の片耳又は両耳 箱型 【自己負担】 耳かけ式片耳・箱型の場合 2,000円 耳かけ式両耳の場合 4,000円 ※非課税者、生活保護等受給者は自己負担なし
代金 助成	上限33,000円 又は35,000円	上限72,450円

高齢者見守り登録事業(予算額11,811千円)

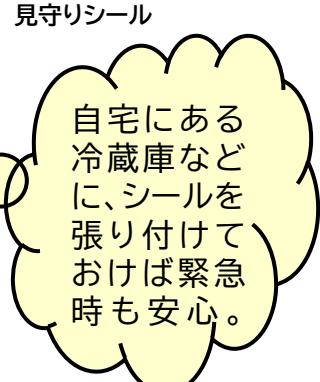
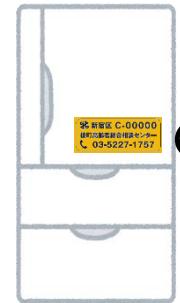
高齢者総合相談センターの連絡先と個別の登録番号を表示した見守りキーholderや見守りシールの配布対象者を拡充します。

対象者

変更前 外出に不安がある65歳以上の高齢者
変更後 希望する65歳以上の高齢者



(活用例)



区内介護サービス事業所に「ケアプランデータ連携システム」の導入促進のための支援を行い、介護現場の負担軽減及び生産性向上を図ります。

介護事業所間でのケアプランのやりとりを、これまでの紙ベースからオンラインに切り替えることで、ケアマネジャーの負担軽減等、様々な効果が期待されます。

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで完結できる仕組み



取組内容

対象

区内の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所（約350所）

支援内容

- 説明会、研修会の開催
- 制度周知(チラシ、電話、サポートサイト開設)
- 伴走支援(常設のヘルプデスクの開設、訪問・オンラインによる個別支援)
- 導入効果の調査、事例集の作成

期待される効果

- 介護従事者の負担軽減(入力時間削減、誤入力防止)
- 介護事業所の経費削減、収益向上(人件費・郵送費等の経費削減、ケアプラン取扱件数の上限緩和)

- 利用者支援にかける時間増、ケアの質の向上
- 職員の賃金改善による定着率向上、人材の新規確保

地域コミュニティの活性化を図るため、各町会・自治会の課題に合わせた支援を行います。また、電子回覧板による地域情報や行政情報の発信力を強化するとともに、情報発信の重要な基盤である掲示板の整備を実施します。

加入促進に向けた取組

各町会・自治会ごとに課題を分析し、コンサルティングや専門家などによる複数のメニューを組み合わせて利用できるプログラム型の支援を行います。

新宿区町会・自治会活性化応援隊による支援メニュー



情報発信を支援

ホームページやSNSの導入等、情報発信を支援します。
町会活動やイベントを周知するため、チラシ・パンフレットの作成・配布を支援します。



子ども向けイベントの企画支援

若い世代の加入を促すため、町会のイメージアップや若い世代(子育て世帯)との関係づくりの取組として、子ども向けイベントの企画を支援します。



町会サポーター制度の導入支援

活動に関心のある人や応援してくれる人を町会内・外から募り、気軽に手伝いしていただける仕組みづくりを支援します。



電子回覧板実証実験



町会・自治会への迅速な情報伝達と役員の負担軽減等を目的として、電子回覧板アプリ「結ネット」の実証実験を行っています。令和8年度は、対象を**10地区に拡大**し、実証実験を進めていきます。

行政情報等の発信力強化

行政情報に加え、地域に関するイベントなど、様々な情報を発信します。

新たな活用方法の提案

「会費徴収機能」の紹介や、**未加入者への働きかけ**など、新たな活用方法を提案するとともに、**災害モードを活用した訓練**を引き続き実施します。

区設掲示板をマグネット式に一斉更新

劣化していて
作業が危険

画鋲だと張替
が大変



マグネット式の
画板に更新

作業時間の短縮

安全性向上

町会・自治会に管理を委託している老朽化した区設掲示板をマグネット式の画板に更新し、安全性の向上や作業負担の軽減を図ります。

区設掲示板の数 **約800本**

大久保通り周辺の来街者は非常に多く、店舗前では滞留が発生し、来街者だけでなく地域住民の通行の妨げになっています。また、店舗による歩道の不正使用や騒音等も、地域住民の暮らしに影響を及ぼしています。このため、「新大久保ルール」を普及啓発するほか、下記の対策を実施し、区民が暮らしやすく、来街者も快適に過ごせるよう官民一体となって環境改善に向けた取組を推進します。

1 混雑・滞留対策

- 大型連休に雜踏警備を実施
(春休み、ゴールデン・シルバーウィーク、年末等)



- ▶ 歩道上での立ち止まりへの声掛け
- ▶ 休憩スペースへの誘導
- ▶ 交通量の少ない通りへの迂回誘導

- 安全に通行できる歩行スペースの確保

- ▶ 車両の通行止めを行い、試行的に歩行者用道路とする社会実験の実施(R8年3月28日予定)

- ▶ 車道への暫定的な歩道空間の確保

車道に仮設の防護柵を設置して暫定的な歩行者空間を確保するため、沿道店舗への荷捌き車両の停車帯の確保や交通渋滞などの課題解決に向けて関係機関や沿道地域との調整等に取り組んでいます。

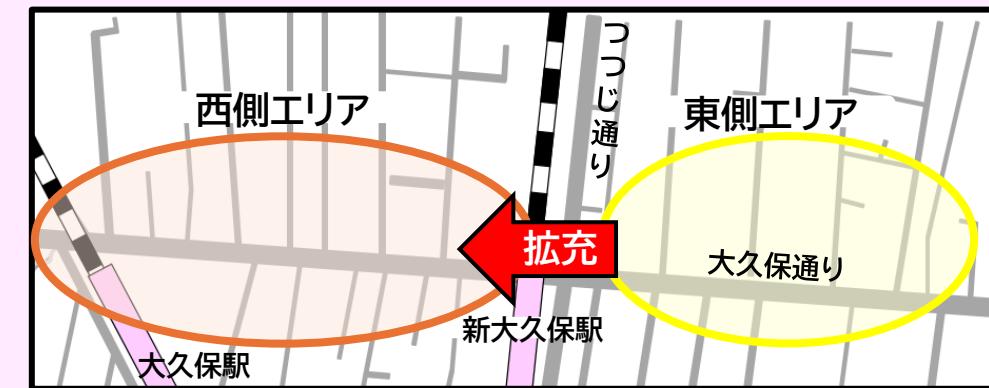
2 まちの環境美化対策

拡充

- 大久保・百人町クリーン活動
- 大久保通りの違法看板等の撤去・指導を東京都と連携して実施
- 騒音防止に向けた働きかけや歩道の不正利用への指導を実施

大久保通り周辺の店舗等への指導の強化

これまでの新大久保駅東側エリアに加えて、**西側エリア(百人町文化通り・大久保通り周辺)**の生活環境問題にも取り組んでいきます。



ネパール語・ベンガル語等の通訳を同行して実施

- ▶ 歩道の不正使用や駐車違反等への指導
- ▶ 騒音防止に向けた注意喚起
- ▶ ごみ出しのルール等を徹底

特別区区民葬儀利用者の負担を軽減するため、令和8年4月より、新たな助成制度を開始します。また、ご家族等が亡くなられた際に、ご遺族が行う区役所での各種手続きを案内する「おくやみ相談窓口」を新たに設置します。

特別区区民葬儀における助成制度(予算額6,520千円)

令和8年4月より、特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民間火葬場において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とした23区共通の新たな助成制度を開始します。

対象

- 逝去者又は葬祭執行者の住民登録地が23区内
- 区民葬儀の祭壇券又は靈柩車券を利用した方
- 特別区が指定する民間火葬場において、最も低廉な火葬料金を支払った方

助成限度額

27,000円(小人は15,000円)



or



区民葬儀の祭壇券又は靈柩車券を利用

特別区指定民間火葬場
(最も低廉な火葬料金)

おくやみ相談窓口の設置(予算額7,597千円)

ご家族等が亡くなられた際に、ご遺族が行う区役所での各種手続きについてご案内します。



- 区役所での手続きが多く、何から手をつけていいかわからない。
- 故人の資格証等を返納するために複数の窓口に行かなければいけない。



おくやみ相談窓口(戸籍住民課)

- 「おくやみガイドブック」を活用した区役所の手続き案内
- 相続に必要な戸籍謄本等の申請支援
- 区が発行した資格証等の返納受付

※事前予約制

※電話のみでの案内もあわせて実施



災害時の避難等に不安を抱える方々を支援するために、「個別避難計画」を作成し、要配慮者支援の実効性を高めるとともに、福祉避難所に要配慮者の特性に応じた備蓄物資を追加配備し、災害時応急体制を強化します。

個別避難計画の作成

拡充

個別避難計画とは

災害時の避難に支援が必要な方一人ひとりについて、災害が発生したときにスムーズに避難等の支援が行えるよう、あらかじめ支援者等を決めておくものです。

ご登録お願いします！

- ▶ 避難行動要支援者名簿の登録者へ登録案内を送付します。

避難行動要支援者名簿対象者(約9,200人)

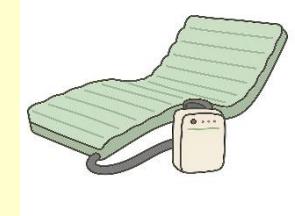
- ①要介護3以上の方
- ②身体障害者手帳2級以上の方
- ③愛の手帳2度以上の方
- ④災害時の避難等に支援を必要とする方(災害時要援護者名簿登録者)



- ▶ ご自身での登録が難しい方の申請を支援します！
(福祉サービス事業者へ委託)

個別避難計画

- ▶ 支援を必要とする事由
- ▶ 支援者情報
(電話番号・氏名・住所等)
- ▶ 避難施設・避難場所
- ▶ 避難経路 など



エアーベッドイメージ

福祉避難所への備蓄物資追加配備

拡充

● 福祉避難所69か所

エアーベッド、パーソナルテント等を配備
※要配慮者の特性に応じた備蓄物資を
施設管理者や利用者と協議して決定予定

● 民間の福祉避難所21所

停電時も利用できる災害モバイルルーター
(Wi-Fiルーター)を配備

その他の取組

- 要配慮者災害用セルフプランの普及啓発
(自助の取り組みとして活用)
- 高齢者等の要配慮者が災害時に安心して避難できるよう、
避難所運営体制を充実(高齢者施設・障害者施設等での訓練の実施)
令和8年度実施箇所:9所 (令和6年度より実施)

令和7年1月、都民の体感治安悪化を理由に東京都が侵入盗被害に有用な防犯機器等を購入・設置する世帯への補助を開始したことに伴い、新宿区においても、令和7年5月から申請受付を開始しました。
令和8年度も引き続き、区民の皆様が自宅に設置する防犯機器等の購入費用に対する補助を行います。

対象防犯対策物品

以下の品目を補助の対象にします。

防犯カメラ



カメラ付きインターホン



防犯フィルム

センサーライト
センサーアラーム

周知啓発活動

防犯対策機器の更なる普及による、体感治安の改善に向けて、区民向けの防犯対策用品展示会、新聞購読者への折り込みチラシ及び区内家電量販店に対する制度説明等を行い、事業の周知活動を強化します。

対象者

新宿区内に住民登録のある方

(新宿区内の住宅に設置したものに限ります)

補助割合

2分の1 ※内訳 都補助2分の1、区負担2分の1(予定)

(購入・設置費用の総額のうち)

補助の上限

2万円

是非!
ご利用ください!



消費者被害の未然防止を図るため、消費生活相談員を増員し、アウトリーチ型の相談支援体制を強化します。

現状

- 高齢化の加速や単身世帯の増加により、相談を待っているだけでは、被害が埋もれてしまう状況にあります。
- 一方で、消費生活センターへの相談件数も増加しており、インターネットの普及や電子商取引の増加に伴い、相談内容が複雑化・多様化し、1件あたりの相談も長時間化しています。



消費生活相談員が現場に出向いて支援するアウトリーチ型の消費者相談の取組を強化し、世代を問わず情報を届け、複雑化・多様化する消費者被害の未然防止と早期解決につなげます。

啓発活動の強化

- 町会・自治会、高齢者クラブ等への出前講座の回数を増やし、高齢者等に最新の手口を周知します 月1回程度 → 週1回程度
- 小・中学校での出前講座を重点的に実施し、若年層に向けた消費者教育を推進します 年4クラス → 年10クラス程度
- 周知パンフレットを新たに作成し、介護保険事業者や民生委員など、地域の見守り活動における周知を強化します

戸別訪問の強化

窓口に来られない方や、被害が長期化・深刻化している事案への支援を強化するため、相談員による戸別訪問相談体制の充実を図ります

相談員を増員して対応します！



ねずみによる被害を減らすため、ねずみ対策に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、ねずみ発生が顕著なエリアの事業者等に環境改善に向けた取組を促すことにより、地域一体となってねずみ被害を減らしていきます。

ねずみ対策に関する普及啓発

ねずみのエサとならないようごみを適正に管理することや、ねずみの巣になる場所をなくすことなど、ねずみ対策に関する正しい知識の普及を図ります。

ごみの集積所の新規設置届出者、飲食店等の許可申請者、民泊(住宅宿泊事業)届出者等に、ごみの適正排出の重要性を直接説明し、適切な対策を促します。

区

ごみの集積所、飲食店、民泊届出者等

届出時に普及啓発



環境改善に向けた取組の促進

ねずみに関する苦情・相談のうち、ねズミ被害があるエリアを対象に、専門業者を派遣し、ねズみが発生する原因の調査・分析と具体的な対策のプランの作成を行い、発生原因となっている施設への改善指導や周辺の区民・事業者への普及啓発を行います。

ゴミ箱は密閉しましょう

ごみ箱が壊れていて、ねズみが中に入れる状態ではごみ箱に入れている意味がありません！



作られた巣穴は埋める・塞ぐ

エサ場の近くの植え込み、段ボールの中、物置等、人目のつかない場所に巣を作ります！



植え込みに作られた巣穴

資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る®」に、会話形式で検索できるチャットボット機能を追加し、ごみの適正排出を図るとともに、高田馬場駅前広場における路上喫煙対策等を推進し、区民が快適に過ごせる環境を整備します。

資源・ごみ分別アプリの機能拡充

拡充

資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る®」に、会話形式で検索できるチャットボット機能を追加します！

チャットボット機能の概要



予算額 502千円(チャットボット機能追加分 132千円)

高田馬場駅前広場の路上喫煙対策等の啓発

新規

高田馬場駅前広場内で人が多く集まる時間帯に委託啓発員による路上喫煙者への注意喚起や喫煙所利用の案内、ポイ捨てに対する指導啓発を実施します。

実施概要

- 296日間(日・祝を除く)
- 16時から23時まで
- 啓発員2名体制により指導啓発



高田馬場駅周辺の清掃活動の様子

目指すまちの姿

望まない受動喫煙やポイ捨てごみによる環境悪化を防ぎ、区民が快適に喫煙所とその周辺を利用する環境を整備

予算額 16,933千円

住宅宿泊事業法の施行から7年が経過し、新宿区における届出住宅数は、令和8年1月15日時点で3,620件と、依然として全国で最も多い件数となっています。

事業者がルールを守り適正な運営を行うよう、ルールブックを活用し普及啓発に取り組むとともに、ルールを守らない悪質な事業者に対しては厳しく対応し、地域の平穏な生活環境を確保します。

悪質な事業者への対応(令和7年度)

ルールを守らない悪質な事業者に対して業務停止命令を実施し、そのうち違反を繰り返す事業者へ廃止命令を実施しました。

業務停止命令
廃止命令

26事業者 57施設
4事業者 11施設

届出住宅数

全国最多

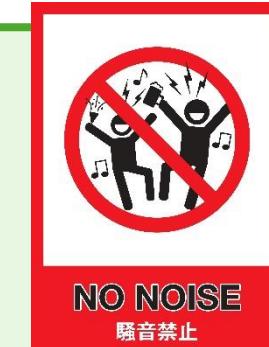
3,620(新宿区)

38,112(全国)

(令和8年1月15日時点)

令和8年度から職員を増員し、体制を強化して対応します

- 新宿区住宅宿泊事業ルールブックを活用し事業者への普及啓発を徹底します。
- 事業開始後、適正な運営がなされているか確認します。
- 苦情が寄せられた場合には現地調査の上、個別事案ごとに丁寧に対応します。
- 悪質な事業者には、引き続き、処分も視野に厳しく対応していきます。



住宅宿泊事業の適切な運営に向けて～課題と改善策

課題 1

家主不在型の民泊の多くは管理が不十分

改善策

- ▶ 家主不在型の届出住宅は、旅館業法上の許可施設に位置付けるべき。
- ▶ 賃貸物件での民泊を禁止し、所有物件のみを対象とすべき。

課題 2

トラブルに対する十分な調査ができない

改善策

- ▶ 民泊の届出者は、国内居住者に限定すべき。
- ▶ 調査に協力しない事業者や、連絡がつかない事業者へのペナルティの厳格化が必要。

課題 3

住宅宿泊管理業者の質が低下している

改善策

- ▶ 住宅宿泊管理業者の登録要件の厳格化が必要。再委託は禁止すべき。

課題 4

仲介サイト上の違法民泊の掲載が後を絶たない

改善策

- ▶ 仲介業者に対し、違法民泊の掲載禁止を義務付けるべき。
- ▶ 海外サイトの監視強化も必要。

課題 5

行政処分逃れが可能な制度になっている

改善策

- ▶ 悪質な事業者を排除するための実効性のある罰則規定が必要。

現在の社会経済情勢や人々のライフスタイルの変化に対応した、快適でゆとりある住環境づくりや防災性が高く環境に配慮したまちづくりを推進するため、マンション等まちづくり方針に基づくマンション等のまちづくり施策に取り組んでいます。

マンション等まちづくり方針(令和7年3月策定)

重点方針1 快適でゆとりある良好な住環境の形成

重点方針2 防災性が高く環境に配慮したまちづくり

重点方針3 緩やかに増加し続ける定住人口と住宅ストックの量的な充足を踏まえた住宅供給

4つの施策を実施し、上記のまちづくりを推進します

施策1 大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例の制定

施策2 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例等の改正

施策3 中高層階住居専用地区の廃止と中高層階住環境保全地区の決定

施策4 都市開発諸制度における住宅供給促進型の廃止

令和7年7月に住宅供給促進型を廃止

重点方針1・2

施策1

大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例の制定

公布予定日 令和8年3月24日
施行予定日 令和8年10月1日

区と開発事業者等が連携して、良好な市街地環境の形成や防災性の向上等を図るため、**計画の届出及び地域と共生する施設の設置等について事前協議を義務付け**、地域共生施設の設置等を促進することにより、誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現を推進していきます。

対象

- ・大規模マンション(100戸以上の共同住宅など)
- ・開発事業(都市開発諸制度等を活用した新築など)

地域共生施設の設置等の要請

区は、事前協議において、開発事業者等に対し、**地域共生施設の設置等**に関する要請を行うことができます。

地域共生施設の設置等について事前協議



地域共生施設の設置等の例

- 歩道状空地の整備
- 子育て支援施設の設置
- 町会・自治会の防災訓練への協力
- 備蓄倉庫の設置
- 町会・自治会が利用できる集会所 など

歩道状空地
(西新宿五丁目北地区防災街区整備事業)



※区からの要請に正当な理由なく応じないとき等は、住宅まちづくり審議会の意見を聴いた上で、勧告・公表することがあります。

重点方針 1

施策 2 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例等の改正

公布予定日 令和8年3月24日
施行予定日 令和8年10月1日

近隣とのトラブル防止や良好な住環境の形成を図るため、**条例の対象を拡大**します。また、社会経済情勢の変化に対応して**建築及び管理に関する基準を見直す**ことで、持続可能な住環境の形成を推進していきます。

ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の改正

対象の拡大

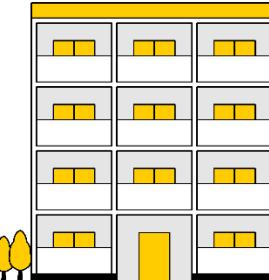
現行 地階を除く階数が3以上の共同住宅等でワンルーム形式の住戸(注)が10戸以上のもの
(注)専有面積が30m²未満の住戸



改正案 階数が3以上の共同住宅等で次のいずれかに該当するもの
ア)ワンルーム形式の住戸が10戸以上のもの
イ)ワンルーム形式の住戸が総住戸の3分の1以上のもの
(階数が3の共同住宅等は総住戸10戸以上の中に限る)

建築・管理に関する基準の見直し

- ・再配達の削減のための措置 **追加**
宅配ボックスの設置など
- ・マンション管理人の駐在時間の見直し **緩和**
防犯カメラの設置など区長が認めた方法で管理を行う場合、常駐管理を週5日
日中8時間の駐在管理とすることができます(総住戸100戸以上の場合の例)
- ・マンション管理人不在時の連絡等手段 **追加**
郵便受けの設置など



中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の改正

対象の拡大

従来の中高層建築物に加え、上記の対象拡大に合わせ**ワンルームマンション等を条例の対象に拡大**していきます。

重点方針 3

施策 3 中高層階住居専用地区の廃止と中高層階住環境保全地区の決定

公布・施行予定日 令和8年3月24日

指定階以上で一定割合以上の住宅等の付置義務や風俗営業等の制限をしてきた**中高層階住居専用地区の都市計画を廃止**するとともに、引き続き、指定階以上で風俗営業等を制限する**中高層階住環境保全地区の都市計画を決定**します。
 ⇒令和8年3月に、**都市計画の廃止・決定と建築制限に関する条例**を施行予定です。

建築制限の概要

6階建ての建物の場合



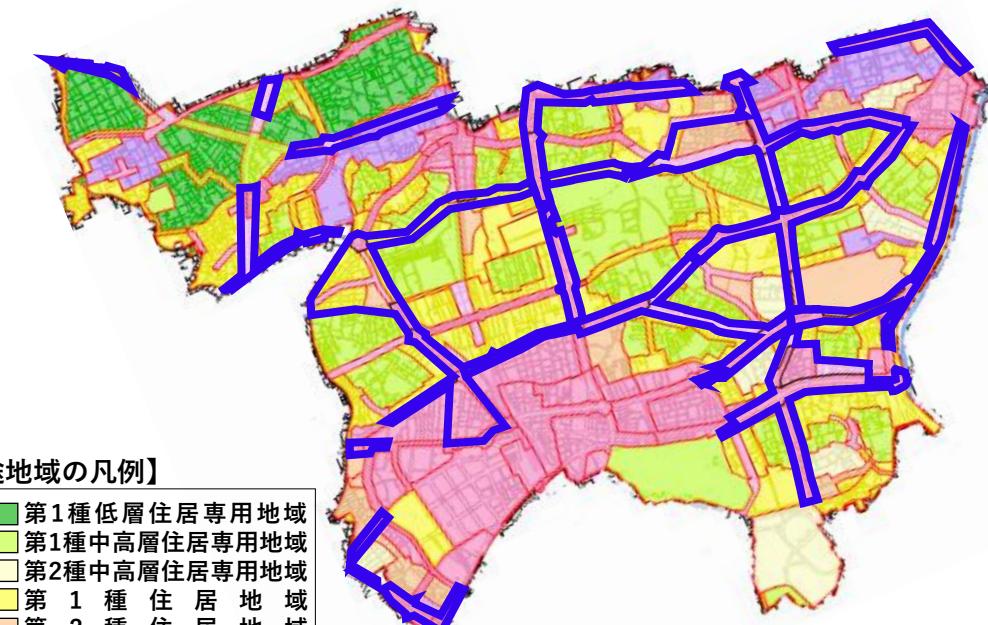
【現状】

指定階※以上で一定割合以上の住宅等の付置義務や風俗営業等の制限をしています。

【都市計画の廃止・決定と建築制限に関する条例の施行後】
 引き続き、指定階※以上で風俗営業等を制限します。

※指定階は、中高層階住居専用地区又は中高層階住環境保全地区の区域内における指定容積率によって異なります。新たに決定する中高層階住環境保全地区については、指定容積率300%以下の区域では指定階は3階以上、指定容積率400%以上の区域では指定階は4階以上です。

■ 中高層階住居専用地区(廃止)及び
■ 中高層階住環境保全地区(決定)の区域



区では、高齢者や障害者、子育て世代など、誰もが快適に移動でき、住み続けたいと思える新宿のまちの実現を目指し、AIオンデマンド交通「にゃんデマンド」の2回目の実証運行を3月下旬から開始します

にゃんデマンド とは

にゃんデマンドは、決まった経路や時刻表のない予約型の乗合バス(8人乗り)です。
乗車する方のニーズ(出発地・目的地)に応じてAIが送迎順序やルートを設定して運行します。

利用方法



Webアプリや電話で
事前予約

利用日時、利用人数、
乗降場所を指定して予約



乗降場所へ



AIが効率的なルートを
導いて運行します

自動運転ではなく、
運転士が車両を運転します

Point!

- 予約をして簡単に乗れる！
- 坂道・階段が多いエリア内を運行！
- ベビーカーも積み込み可能！
- 3列シートでゆったり座れる！

関東バスキャラクター
「かんにゃん」



ぜひ！ご利用ください



にゃんデマンド運行概要(案)

【 】内は令和6年度からの主な変更点

運行期間

令和8年3月下旬～令和8年9月下旬
【3ヶ月 → 6ヶ月へ延長】

運行区域

落合第一、落合第二、戸塚特別出張所管内の一部区域
【西落合三・四丁目の全域、高田馬場一丁目・
豊島区目白三丁目・同区高田三丁目の一部を追加】

乗降場所

区域内74か所 【43か所から増設】

運行日

平日 ※土日祝日は運休

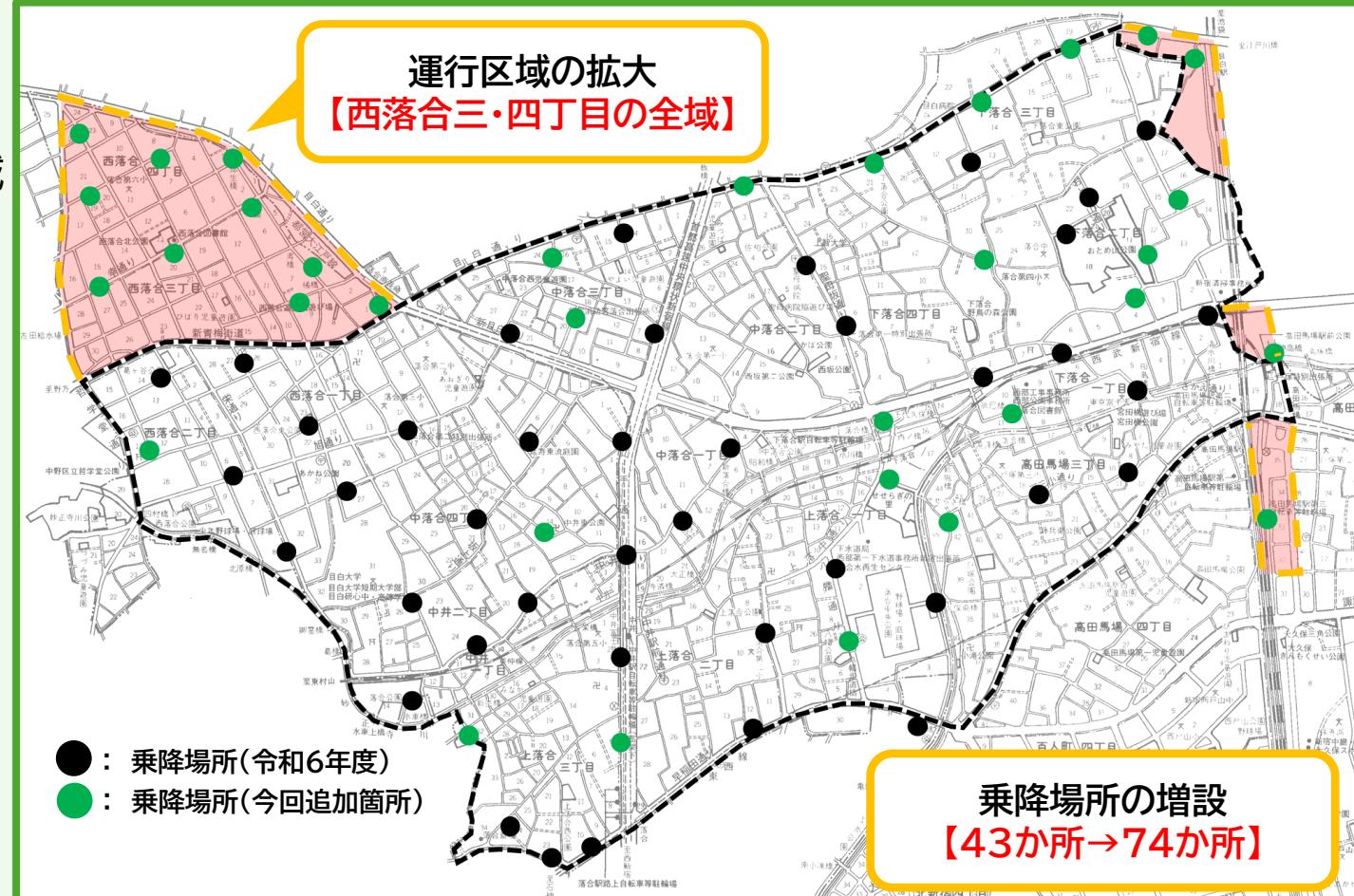
運行時間

9時～17時 ※12時～13時は運休

運賃

大人(中学生以上):300円、子ども:150円
未就学児:無料 ※障害者・介助人割引あり
【大人400円→300円、子ども200円→150円】

運行区域・乗降場所地図

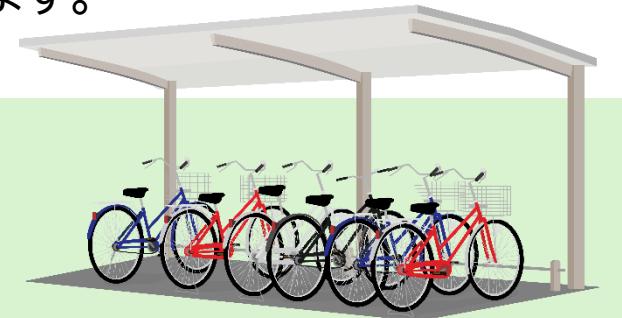


区では、商業施設などの集客施設に対し、施設の規模に応じて駐輪場の整備を義務付ける制度を運用しています。しかし、設置された駐輪場が有効に機能していない状況や制度対象外の共同住宅等の前に放置自転車があるなどの課題があったことから、より区の実態に適合した制度とするため、条例の一部を改正します。

附置義務制度の見直しの概要

1 現行の指定用途の見直し

整備台数基準が新宿区の実態と乖離していることから、**実態に適合するように見直します**



2 対象となる指定用途の追加

現行の制度では対象となっていない、**ワンルーム形式規模を超える共同住宅や事務所系建物**の前に放置自転車が多く見られることから、これらの建物を新たに追加します

3 管理に関する届出等の追加

新たに**「附置義務駐輪場の管理者・管理方法の届出」と「案内板の設置」**を義務付け、附置義務駐輪場の管理体制の強化と利用者の利便性向上を図ります

4 地域特性を踏まえた 新たな制度の導入

地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず、**地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準等の設定**ができるような規定を導入します

今後の予定

令和8年4月1日 上記1、3、4について施行(予定)

令和8年10月1日 上記2について施行(予定)

新宿中央公園の「花のもり」が完成し、新たな公園の魅力が誕生します。植物の多彩な魅力を活かした空間整備とユニバーサルデザインの推進をコンセプトに、新たな花壇の整備や段差の解消などを実施し、植物の魅力を誰もが楽しめる空間になりました。

新宿中央公園(西新宿2-11)のまん中あたり



植物の多彩な魅力を生かした空間整備

花に迎えられるエントランス

・パンジー、ビオラ、ポピーなど
※季節ごとに変わります！

整備した花の例



パンジー

ポピー

植物の四季の姿を楽しめる宿根草主体の花壇

・多種多様な草花を4,500株以上植栽しています！

整備した花の例



エキナセア

アスチルベ

花を身近に感じることができる散策路



春にチューリップなどが開花

サクラ等の花木空間



・カワヅザクラ
・タカトオコヒガンザクラ
・ハナモモ など



ユニバーサルデザインの推進

園路全体の段差を解消



整備前



整備後

階段をなくして
スロープ化

拡幅された園路



整備されたトイレ



バリアフリー機能が充実

3月14日(土)に完成を記念して様々なイベントや記念式典を開催します！

省エネルギー及び創エネルギー機器等補助制度を拡充し、区民・事業者のCO₂排出削減を促進します。また、区内日本語学校の生徒を対象としたごみの分別に関するワークショップを新たに実施し、さらなるごみの適正排出を図ります。

省エネルギー及び創エネルギー機器等補助制度（予算額307,995千円）

補助件数を拡充するとともに、再生可能エネルギー電力の導入等をさらに促すことで、区民・事業者のCO₂排出削減の取組を支援します。

補助対象

個人・集合住宅向け：太陽光発電システムなど
事業所向け：LED照明・高効率空調設備など

補助件数

	個人・集合住宅向け	事業所向け
令和7年度	402件	318件
令和8年度	588件	736件



「ゼロカーボンシティ新宿」普及啓発キャラクター「もんぼん」

日本語学校の生徒へのごみ分別ワークショップの実施（予算額993千円）

新規

ごみの分別に関するワークショップを行うことで、さらなるごみの適正排出を図ります。また、区内大学に通う日本人大学生がワークショップのスタッフとなることで、若者の区政への参画や環境意識の啓発促進、多文化交流につなげます。

対象

区内日本語学校に通う生徒(100名程度)

区内大学に通う学生で構成された新宿環境学生会議による提案で実施する事業です！



新宿環境学生会議の様子

商店街の更なる魅力向上や、地域ならではの逸品の普及などを通して、地域商業の活性化と賑わい創出を推進します。

★ 新宿区商店会連合会への事業助成

新宿区商店会連合会が実施する取組を支援し、商店街の魅力づくりを推進します。

◆ 商店街ハッピー商品券事業

プレミアム率20%で事業を継続。利用店舗がひと目で分かるよう、参加店舗にはミニフラッグを新たに設置



◆ 商店会紹介冊子の制作 NEW

未加入店舗に商店会の活動内容等を周知し、商店会への加入を促進

◆ 新宿区商店会連合会オリジナルキャラクターの制作 NEW

キャラクターを活用して情報発信力を強化し、親しみやすい商店街へ！

このほか、「商店街空き店舗検索サイト」による空き店舗の活用促進や、大学等と連携して課題解決に取り組む商店街への支援やコンサルタント派遣など、多面的な取組を継続していきます。

令和7年度の商品券事業では、新たに約300店舗の商店会加入につながりました！

★ 新宿逸品の普及

区内の優れた商品を「新宿逸品」に認定し、新宿ブランドとして広く発信します。

◆ 土産部門

令和7年12月1日付けで、全43品(食品類38品・雑貨類5品)を認定



◆ 外食・テイクアウト部門 NEW

令和8年5月から募集を開始し、外部の専門家等で構成する選定評価委員会が選定

◆ 情報発信・販路開拓等の支援

- ▶ ECサイトやカタログ通販、小売店(都営交通沿線セレクトショップ「とえいろ市ヶ谷店」)などの常設販売
- ▶ WEB・雑誌など多様な媒体を活用したPR
- ▶ InstagramをはじめSNSによる魅力発信
- ▶ 新宿逸品紹介パンフレットの配布

新しくなったロゴマーク



新宿逸品

新宿御苑一帯が高遠藩主内藤家の江戸屋敷であったことを縁とし、新宿区と旧高遠町は、昭和61年に友好提携を締結しました。平成18年に旧高遠町が伊那市と合併したことから、平成18年7月2日に改めて伊那市と友好提携を締結し、互いに交流を深めてきました。令和8年には、この友好提携が20周年を迎えます。

これまでの交流事業

● 伊那移動教室

区立小学校の児童が伊那市内の農家に宿泊し、農作業等を体験する農家民泊を実施しています。



● カーボン・オフセット事業

「新宿の森・伊那」を伊那市の市有林に開設し、区が市有林を整備して木を育てることで、CO₂の吸収量を増やすとともに、区内のCO₂排出量の一部と相殺しています。



● 誕生祝い品の支給

伊那市産の木製おもちゃを区内の新生児を持つ家庭に誕生記念品としてプレゼントしています。



● 伊那市農産物の学校給食での活用

令和4年度より、区立学校で伊那市の農産物を活用した給食を提供しており、子どもたちの食育につなげています。

友好提携20周年記念式典

日程 令和8年8月2日(日)

場所 長野県伊那市

内容 20周年記念調印式、
友好交流の歩みをたどる記念パネルの展示
※記念パネルの展示は、新宿区内でも実施します。

新宿区・伊那市友好提携10周年記念式典



10周年記念式典の様子

伊那市の食材を活用し区立西戸山小学校が全国学校給食甲子園で優勝



昨年12月の「全国学校給食甲子園」で、東京産の11種類の食材のほか、伊那市産のりんご、米、すりごまを使った献立が見事優勝に輝きました。

一般社団法人新宿観光振興協会と連携し、地域の魅力を伝える多彩なイベント情報の発信や、外国人旅行者に向けたマナーやルール等の啓発を通じて、地域と調和した持続可能な観光振興に取り組みます。

AIを活用したイベント情報の発信

季節の恒例イベントから地域や商店街の催しまで、日々創出される新宿区内の多様なイベント情報をAIにより自動収集し、新宿観光振興協会のホームページやSNSを通じて迅速かつ効果的に発信していきます。

区内のイベント情報が分散し
タイムリーな収集が困難
現状は月20件程度の
イベント情報を発信

A I

インターネット上の多様なイベント情報
を自動収集し、新宿観光振興協会
ホームページに一元化

- 月200件程度のイベント情報を発信
- ジャンル別・日付別で簡単検索
- 新宿の魅力を深掘りした情報の充実
- マナー啓発や安全安心情報も提供

ジャンル
(例)

エンタメ
グルメ

まつり・伝統
ショッピング

文化
ホテル



外国人旅行者へのマナー啓発

地域と連携しながら、外国人旅行者に対するマナーやルール等を効果的に周知・啓発し、旅行者と地域住民がともに安全安心に過ごせる環境づくりを進めます。

- マナー啓発サイトでのピクトグラムを活用した分かりやすい情報発信
- 新宿観光特使「ゴジラ」を活用した啓発グッズ(ステッカー等)の配布
- ホテル・民泊施設・飲食店等へのポスター掲示、デジタルサイネージを活用した周知啓発
- 地域と連携したマナー啓発キャンペーンの実施



▲啓発サイトの情報は随時更新



▲啓発ステッカー

現在の「**新宿区基本構想**」は、平成19年におおむね20年後の令和7年を想定して策定されました。基本構想に掲げる“めざすまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けた**「新宿区総合計画」**については、令和9年度までの計画となっています。このため、現在の基本構想を総合計画の最終年度である令和9年度までとし、**令和10年度から始まる新たな基本構想と総合計画の策定を行います。**

新基本構想の策定方針

平成23年8月の地方自治法の改定により、策定の義務付けはなくなりましたが、引き続き長期的な視点で、これから的新宿のまちづくりの道しるべとして策定します。

想定期間 20年 策定時期 令和9年12月を予定



新総合計画の策定方針

総合計画は、基本計画と都市マスタープランの性格をあわせもつ計画です。

基本計画

- 計画期間 10年
- 計画の性格・策定時期

基本計画・実行計画の二層構造

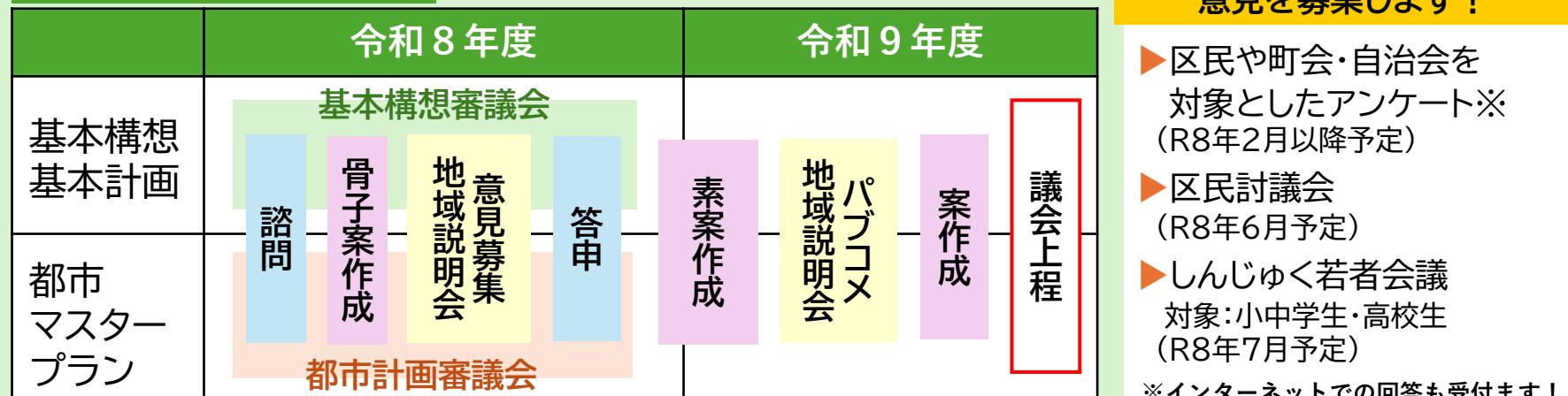
- ▶ 基本計画(令和9年12月策定予定)
区の10か年の基本目標とその達成に向けた道筋を示します。
- ▶ 実行計画(令和10年1月策定予定)
財政計画に裏づけされた事業計画とします。

都市マスタープラン

- 計画期間 20年
- 計画の性格・策定時期

まちづくりの将来像とその実現に至る道筋を示すものです。
区民や事業者等のまちづくりに関する諸活動に対する指導、誘導の指針となります。(令和9年12月策定予定)

策定までの流れ



公共施設等総合管理計画の改定方針

現在の公共施設等総合管理計画の基本理念と基本方針を継承しつつ、区有施設の現状やこれまでの取組を踏まえて、計画を改定します。

- 計画期間 10年
- 計画の性格・改定時期

計画で定める基本理念と基本方針に基づき、区有施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などについて総合的かつ計画的に取り組みます。(令和9年12月改定予定)



令和7年11月に開設した牛込保健センター等複合施設

新宿区では**令和8年度保険料**からの**前納制の実施**に向けて準備を進めています。

1 新宿区の提言により制度化された前納制

- 自民党の「在留外国人に係る医療ワーキンググループ」での提言 【令和7年5月13日】
- 「国民の安心と安全のための外国人政策」【令和7年6月5日 自民党政務調査会特命委員会】
- 「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2025」【令和7年6月13日 閣議決定】



2 新宿区における令和8年度からの前納制の実施

- ① 世帯主が1月1日(※)に日本国内に住所を有していなかった世帯(日本人世帯も含む。)の保険料については、最初の納期に一括で納付する仕組みを導入。

※令和8年度保険料の場合は、令和8年1月1日

- ② 加入手続時に保険料を任意で納付するよう促す取組を実施。
③ 翌年度以降の納付忘れを防止するための、口座振替の推奨等。

上記前納制の取組について、厚生労働省全国説明会(令和7年10月)でも示されました。

導入に向けて準備中です

現在、区の例規改正、システム対応等、必要な体制の整備を進めています。

効率的で利便性の高い行政サービスを提供するため、区民と行政の接点となるフロントヤードにおける改革を「行かない」、「書かない」、「待たない」の視点で進めます。

「行かない」に向けた取組

電子申請可能な手続きの拡充(9,696千円)

申請件数が多い手続や「子ども・子育て」関連など特に電子申請の区民のニーズが高い手続について、優先的に電子申請を導入し、区民の利便性の向上を図ります。

電子申請導入済の子育て関連の手続き



妊娠・出産期



乳児期



幼児期



- 妊娠の届出
- 妊婦支援給付金の申請
- 医療証の交付申請
- 産後ケア事業の利用登録申請
- すくすく赤ちゃん訪問の申請
(助産師・保健師等の家庭訪問)
- 児童手当の請求

- 幼児教育・保育の無償化の認定申請
- 保育施設等の利用申込
- 幼稚園等の補助金の申請
- 保育施設等の現況届
- 一時保育の利用申込

- 学童クラブ等の利用申請

●産前産後支援事業 (ヘルパーや産後ドゥーラの派遣)

●ベビーシッター利用支援事業

●予防接種の予診票申請

令和8年度以降も
子ども・子育ての
手続きを優先して
電子申請を拡充して
いきます！



「書かない」に向けた取組

窓口受付支援システムの試行運用（2,451千円）

マイナンバーカードや運転免許証等を読み取り、氏名・住所・生年月日等を申請書に自動転記できる窓口支援システムを試行運用することで区民の申請書作成の負担軽減を図ります（継続）。



実施施設

本庁舎1階（戸籍住民課）
特別出張所（四谷、大久保及び戸塚）



「待たない」に向けた取組

キャッシュレス決済手段の拡充（94,531千円）

各種手数料や使用料などの支払いについて、電子マネー決済やクレジットカード決済、コード決済に対する窓口を拡充※し、区民の利便性の向上を図ります。



新たに窓口約40か所で
キャッシュレス決済に対応
※現在は税務課・戸籍住民課・特別
出張所で対応中

納付書でのキャッシュレス対応

令和8年9月から一部の公金について、納付書に二次元コードを印字し、クレジットカード決済やコード決済を可能とします。

対応する支払

道路占用料
行政財産目的外使用料 等

区におけるハラスメントに関する職員の意識や実態を調査し、今後のハラスメント防止対策等を検討するとともに、働きやすい職場づくりに取り組むことを目的とし、全職員(4,115名)を対象に、アンケートを実施しました。

新宿区ハラスメントに関する職員アンケート実施結果(令和7年11月実施)

- 過去3年間のうちに職員によるパワハラを「受けたことがある」と回答した者 22.8%
- 過去3年間のうちに職員によるセクハラを「受けたことがある」と回答した者 4.3%
- 過去3年間のうちに職員によるマタハラを「受けたことがある」と回答した者 3.4%
- 過去3年間のうちにカスハラを「受けたことがある」と回答した者 31.3%

ハラスメント行為の実態

パワハラを受けたことがあると回答した職員は、約5人に1人

課題

パワハラ等に関する知識や自覚を促す取組が必要
職員が気軽に相談できる窓口体制の整備が必要



皆の前で繰り返し
大声で怒鳴られる

カスハラを受けたことがあると回答した職員は、約3人に1人

課題

カスハラに関する知識の習得のための取組が必要
カスハラに対応するためのルールが必要



業務に関係のない苦情・不満
を延々と話し続けられる

自分が望む対応が得られない
ことへの不満を言われる

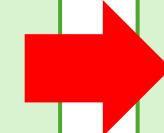
ハラスメント防止宣言

ハラスメント行為の防止につなげ、全ての区職員が安心して働く環境を整備するため、「ハラスメント防止宣言」を行います。

「ハラスメントをしない、 させない、見過ごさない」

- パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラなど、あらゆるハラスメント行為を絶対に許しません。それらの行為を見過ごすことも許しません。
- 職員一人ひとりの尊厳や人格が尊重され、職員がいきいきと働き、能力を十分に発揮できる職場づくりを進めています。

令和8年2月5日
新宿区長 吉住 健一



ハラスメント防止に向けた区の新たな取組

「ハラスメント防止宣言」のもと、より実効性のある新たな取組を実施します。

特別職も含む全職員に対する研修実施

①特別職・部長級職員 ②課長級職員 ③一般職員を対象にハラスメント研修を実施し、各職層に応じた責任と役割を再認識します。



外部相談窓口の設置

外部相談窓口を設置します。カウンセリング機能を備えた事業者が対応し、職員のメンタルヘルスケアも行なっていきます。



行為者に対するカウンセリングの実施

ハラスメント行為者にカウンセリング等を行うことで、自身の考え方や行動の特性等を自覚させ、行動改善を促します。



カスハラ防止のための手引の策定

職員をカスハラから守り、その能力を十分に発揮できるよう、カスハラ防止のための手引を策定します。

政党機関紙の購読の勧誘行為の実態

～新宿区ハラスメントに関する職員アンケート実施結果より～

管理職を対象に政党機関紙の購読の勧誘行為についてアンケートした結果、以下の実態が明らかになりました。

- 区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験がある

85.2%

- 勧誘を受けてやむを得ず購読した

50.0%

- 勧誘を受けたとき、心理的な圧を感じた

64.3%

課題

- ・職員が安心して働く環境を作るため、勧誘行為が行われないようにする必要がある。
- ・庁舎管理規則等に基づき、職員の自席への配達や庁舎内で集金が行われないようにする必要がある。

政党機関紙に対する区の対応

職員が区議会議員からの勧誘等により、やむを得ず政党機関紙を購読しなければならない状況に陥らないよう、以下の対応を行いました。

区議会に対する要請

区議会に対し、以下の事項について、要請を行いました。

- 職員に対する政党機関紙の購読の勧誘を行わないこと。
- 政党機関紙の購読料の徴収を庁舎内で行わないこと。
- 購読料の徴収を職員に代行させないこと。
- 配達員が執務スペースに立ち入って、配達することができないようにすること。

職員への周知

購読契約を解除したい職員については、申出をしてもらい、一括して関係会派へ提出しました。また、政党機関紙の購読を継続する職員に対しては、以下を通知しました。

- 購読料の支払を庁舎内で行わないこと。
- 配達員が執務スペースに立ち入って配達することができないようにすること。